

【進級に関する指標】※学則、細則より抜粋

看護学科

《講義》

- ① 該当年度のカリキュラムに沿って受講すること。
該当年度に修得できなかった科目は翌年以降、受講および聴講ができる。
- ② 医療安全Ⅱ、臨床判断Ⅱは卒業年度に受講または聴講すること。

《実習》

臨地実習は実習までに配当されている該当看護学の講義または実習科目を修得していること。

ただし、1年次に配当されている地域・在宅看護論実習Ⅰ、基礎看護学実習Ⅰは上記要件に含まない。また基礎看護学実習Ⅱ、Ⅲまでにすべての基礎看護学の科目を修得していること。

ただし、基礎看護学実習Ⅲは、基礎看護学実習Ⅱを合格していなければ単位習得の認定ができない。

（各論実習）

基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの単位習得とそれぞれの看護学の講義・実習の単位を修得し、かつ未修得科目が基礎分野・専門基礎分野で受験資格がある場合、科目数制限なし、受験資格がない場合は2科目まで、専門分野（受験資格あり）は2科目までであれば各論実習が履修できる。

受験資格がない専門分野の未修得科目があった場合、その年度の該当看護学の臨地実習は履修できない。その場合でも、他の看護学の臨地実習は履修できる。

（ただし、未修得科目の講義日程により履修できない場合がある。）

☆基礎分野、専門基礎分野の未修得科目は、開講時に受講・受験をし、単位を修得しなければならない。実習時間中に受講・受験した場合、時間不足扱いとなる。

☆専門分野の未修得科目（2科目まで）は4月の各論実習開始までに受験し、合格しなければならない。（ただし、不合格となった場合は、その年度に受講し、次年度の受験資格を取得しなければならない。）

（統合実習）

- ・統合実習履修時に、当該年度に卒業が見込まれる状況にあること。
- ・2年次に配当されている「看護の統合と実践」の4科目（看護マネジメント論、災害看護と国際協力、医療安全Ⅰ、臨床判断Ⅰ）の単位を修得している場合、履修できる。